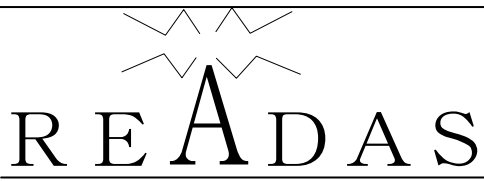


第 5442 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月 5日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 譲渡制限付株式が事前確定届出給与に

Q：譲渡制限付株式が事前確定届出給与に含まれることとなったとか。どういうことなのですか？

A：税務署への届出が不要な事前確定届出給与となり、損金算入が認められることとなりました。

【解説】

平成28年度の税制改正で、役員給与の損金不算入制度が見直され、役員に対する一定の「譲渡制限付株式」による給与が「事前確定届出給与」の範囲に含まれることが明確にされました。

事前確定届出給与は、原則として、一定期間までに支給額等を記載した届出書を所轄税務署に提出しなければ損金算入が認められませんが、この譲渡制限付株式による給与は事前届出不要な事前確定届出給与として取り扱われることとされていますので、事前に届出をしなくても会社側で損金算入することが認められます。

なお、この対象になるのは、平成28年4月1日以後に交付決議された譲渡制限付株式ですが、損金算入できるのは、交付決議された事業年度ではなく、株式付与してから一定期間経過した後の譲渡制限解除した日の属する事業年度となりますので、その点に注意が必要です。

